

～ハグの木～

(事業の目的)

第1条 この規程は、営利法人株式会社パラが開設するハグの木（以下「事業所」という。）が行う障害児通所支援事業（指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な障害児通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に通所支援を提供する。

- 2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った通所支援の提供に努める。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 事業の実施に当たっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ハグの木
- 2 所在地 横須賀市林 5-11-9

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）
児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「児童発達支援計画」または「放課後等デイサービス計画」という。）の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- 3 児童指導員又は保育士 2名以上（内1名は常勤とする）
児童指導員又は保育士は、指定児童発達支援または指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら通所支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から金曜日・祝日
- 2 営業時間
午前8時45分から午後6時00分まで

3 サービス提供時間

ア 児童発達支援

月曜日から金曜日：午前9時45分から午前11時30分

午後2時00分から午後5時00分（就学準備・保護者希望）

祝日・学校休業日（土、日曜日を除く）午前10時00分から午後4時00分

イ 放課後等デイサービス

月曜日から金曜日 午後2時00分から午後5時00分

祝日・学校休業日（土、日曜日を除く）午前10時00分から午後4時00分

ウ 前項の提供時間の規定にかかわらず、保護者の就労その他の事情により延長支援を必要とする場合には、利用規定に基づき、各サービスについて最大1時間の延長支援を行うことが出来る。

4 年間の休日

年末年始（翌12月29日～1月3日）

土曜日・日曜日

（児童発達支援・指定放課後等デイサービスの定員）

第6条 事業所の指定児童発達支援利用定員は、1日あたり合計10名とする。

指定放課後等デイサービスの利用定員は、1日あたり合計10名とする。

2 事業所は、前項の定員及び発達支援室の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業所は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

身体障害児（階段のある施設では自力で昇れるかの判断になります）

知的障害児

精神障害児

発達障害児

（児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの内容・計画の作成）

第8条 この事業所が提供する通所支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、通所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (2) 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をする。
- (3) 従業者は、通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 事業所は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供にあたり、心身の健康等に関する5領域（※）を含む総合的な支援を行う。

※5領域：「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

- (5) 事業所は、従業者による評価を受けた上で、自ら通所支援の質の評価を行うとともに保護者による評価を受けて、提供するサービスの質の改善を図り、その結果を1年に1回以上インターネットの利用その他の方法により公表する。
- (6) 事業所は、通所支援プログラム（5領域との関連性を明確にしたサービスの実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

2 この事業所は以下のとおり通所支援計画を作成する。

- (1) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに

健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた通所支援の具体的内容、通所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて計画の原案に位置付けるよう努める。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、通所支援の計画作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求める。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、通所支援の計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成をした際には、指定障害児相談支援を提供する者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援の計画の作成後、計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
- (9) 第2項（1）から（6）までは通所支援計画の変更についても準用する。

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 事業所は、通所支援を提供した際は、通所給付決定保護者から係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない通所支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、こども家庭庁が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、通所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。

(1) 日用品費

(2) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。

5 事業所は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について文書にて説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

横須賀市全域

三浦市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 サービスを利用するに当たって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 12 条 事業所の従業者は、サービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行う。

(苦情解決)

第 14 条 提供した通所支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した通所支援に関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者を設置する。

(2) 苦情解決体制の整備。

(3) 事業所において、従業者に対し虐待防止啓発のための研修を定期的実施する。

(4) 利用者に対する虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(感染症対策に関する事項)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定等)

第 18 条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（第 15 条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持する。

3 雇用契約においては従業者であった者が従業者でなくなった後においても業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を保持するべき旨を、定めるものとする。

4 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。

5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。

6 事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を完結した日から 5 年間保存する。

提供した通所支援に係る必要な事項の記録

(1) 通所支援所サービス計画

(2) 市町村への通知に係る記録

(3) 身体拘束等の記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は鋭利法人株式会社パラと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(改定)

令和 8 年 2 月 2 日 サービス提供時間の改定

令和 8 年 3 月 1 日 営業日、営業時間の改定

別表 実費負担となるサービスについて（第9条関係）

| サービス | 費用 |
|--------------------------|---|
| 創作活動材料費 | 創作活動等における材料の実費 |
| 行事参加費・外出活動費 | 交通費（電車・バス・燃料代）入場料、体験料の実費 |
| おやつ代 | おやつに係る費用として1回110円 誕生会・クリスマス会は1回分おやつ代に55円追加 |
| 通常の事業の実施地域を 超える場合の送迎費 | 通常の事業の実施地域外の送迎に伴う燃料費相当分 |